

少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の確認に係る 用途ごとの排出係数と環境排出量について（案）

平成30年3月23日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化審法第3条第2項及び第5条第5項では、各新規化学物質の申出について、少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の確認に係る製造・輸入予定数量に基づき算出される環境排出量を合計した数量が全国で1トン又は10トンを超える場合、国は確認をしなければならないとされている。また、環境排出量は、製造・輸入予定数量に、用途に応じて定める係数（排出係数）を乗じて算出することとされている。

用途分類と排出係数の算出方法については、平成29年9月の3省合同審議会において概ね合意を得ていたが、その後の検討も反映させて以下のとおり運用することとする。

1. 用途分類及び用途番号

化審法改正後の少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の申出及び確認において使用する用途分類及び電算処理コードに記載する用途番号は、スクリーニング評価用のものと同じ用途番号とする。

また、用途分類のうち「98 その他の原料、その他の添加剤」については、少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の制度において使用しないこととする。

2. 排出係数及び排出量について

(1) 排出係数について

現在のスクリーニング評価の係数は、蒸気圧や溶解度により幅のあるリスク評価用の排出係数を幾何平均した数値を使用している。少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の制度では、より安全サイドに立った排出係数とするため、リスク評価で用いる詳細用途分類のライフサイクルステージ（製造段階、調合段階、使用段階、廃棄段階）別媒体別最大排出係数の幾何平均値を採用する（具体的な計算方法等については別紙1、別紙2、別紙3、参考資料5参照）。

また、少量新規化学物質及び低生産量化学物質に係る確認通知は製造と輸入を区別しておらず、輸入のみとして申し出た事業者であっても、年度内に製造に切り替えることも可能であることから、すべての申出について製造分の排出係数を適用することとする。

以上を反映した少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の確認に用いる排出係数は、別紙2のとおり。

なお、今回設定する排出係数については、今後最新の知見が得られた場合には見直しを行うこととする。

(2) 排出量について

各新規化学物質について、(1)で計算した用途ごとの排出係数に製造・輸入予定数量を乗じて排出量を算出する。

3. 今後のスケジュール案

平成30年5月頃	パブリックコメント
6月頃	排出係数を確定し公表